

元木工館跡地の売却等に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和 8 年 8 月

新城市

目 次

1	調査の名称	P 1
2	調査の目的	P 1
3	スケジュール	P 1
4	調査の内容	P 1
5	対象地の概要	P 1
6	調査の実施	P 2
7	留意事項	P 3
8	資料等	P 3
9	問い合わせ先及び申込先	P 3

1 調査の名称

元木工館跡地の売却等に関するサウンディング型市場調査

2 調査の目的

木工館は、木と触れ合う機会をより多く設けることにより森林及び林業に対する意識の高揚を図ることを目的とし、鬼久保ふれあい広場に隣接し建設されました。

多くの方にこの施設の利用いただきながら、木工館は当初目的の役割を終え、施設の用途廃止を行ったところです。

今後はこの施設及び土地の売却等を進めていくにあたり、土地利用に関心のある事業者と市場性の把握、売買等の条件について直接対話し、その内容について可能な範囲で条件反映し、今後の参考にさせていただくことを想定しています。

3 スケジュール

実施要領の公表・配布	令和8年8月5日（水）
エントリーシートの提出期限	令和8年9月4日（金）の17時まで
事前ヒアリングシートの提出期限	令和8年9月9日（水）の17時まで
サウンディング（対話）の実施	令和8年9月16日（水）から18日（金）
結果の公表	令和8年9月下旬頃を予定

※エントリーシートの提出期限前に現地対応を個別に行うことも可能です。サウンディングの参加に当たり、事前に現地確認を希望する場合はお申し出ください。

4 調査の内容

元木工館の跡地の利活用の可能性についてお聞きします。ご回答いただける範囲で、ご意見ご提案をお聞かせください。

- ・利活用の可能性について
- ・利活用への課題や購入の条件について
- ・土地の購入等にかかる希望価格について
- ・購入等を具体化するに当たり、配慮してほしい事項等について

5 対象地の概要

所 在 地	新城市作手白鳥字鬼久保5番55 他3筆
現 況 地 目 ・ 地 籍	宅地 264 m ² 山林 6,802 m ² 計 7,066 m ² 登記簿面積による ※境界確定未済のため、境界確定後に面積変更が発生する可能性あり。
建 物	木造 平屋建て 189 m ²
都市計画による制限	地域地区：都市計画区域外 用途地域：_____ 建ぺい率：_____

供給施設	上水道	上水道（敷地内に引込済、加入口径40ミリ）
	下水道	なし ※既設浄化槽20人槽の設置あり
	プロパンガス	なし
交通	バス	豊鉄バス作手線 川合バス停 から1.5km
公共施設	市役所等	作手総合支所 約4.5km
周辺概要		元木工館に近接する鬼久保ふれあい広場は夏でも比較的涼しい環境で体育館や、グラウンド、テニスコート、リフレッシュセンターなどで様々な活動ができます。 施設内をウォーキングするだけでなく、夏季には屋根付きプールでの水泳も可能となっており年間1万人以上の利用者に利用いただいています。

6 調査の実施

(1) 調査参加対象者

当該調査に参加できるものは、対象地の活用に関心のある法人・個人等とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、調査参加対象者と認めないこととします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者又は新城市暴力団排除条例に該当する者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員

ケ 国税及び地方税を滞納している者

(2) 調査参加希望者の受付

ア 参加を希望する方は、エントリーシート（様式1）と事前ヒアリングシート（様式2）に必要事項を記入し、電子メールにて提出期限内に提出してください。提出後は、「9 問い合わせ先及び申込先」へ電話連絡を行い、到着確認を行ってください。

イ エントリーシートの提出期限は、令和8年9月4日（金）の17時までとします。

(3) サウンディング（対話）の実施

ア サウンディングは、参加者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

イ エントリーシート等受領後、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。ただし、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ウ 実施期間は、令和8年9月16日（水）から9月18日（金）までとし、時間は9時から17時までの間で実施します。

エ 場所は、新城市役所本庁舎（新城市字東入船115番地）とします。

(4) サウンディングの結果

サウンディングの結果については、概要を公表します。なお、参加事業者の名称、事業者のノウハウ及び知的財産に当たる部分は公表しません。

(5) サウンディング調査の実施後について

サウンディング調査の結果を踏まえ、本件対象地に係る条件等を検討し、別途、入札等を実施することになります。

7 留意事項

(1) サウンディング調査の内容は、今後行う売却等に係る検討の参考といたします。

双方の発言、説明ともあくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束等するものではないことにご留意ください。

(2) 対象地に係る公募等を実施することとなった場合、サウンディング調査への参加実績が優位性を持つものではありません。

(3) 説明資料の提出は求めませんが、必要と考える場合はご持参ください。この場合、提出いただいた書類は返却しません。

(4) 本調査への参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(5) 本サウンディング終了後も必要に応じて追加の対話（文書での照会を含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いします。

(6) 本市が提供する資料は、本調査の参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

8 資料等

(1) 資料1「位置図」

(2) 資料2「現状写真」

(3) 様式1「元木工館跡地の売却等に関するサウンディング型市場調査エントリーシート」

(4) 様式2「元木工館跡地の売却等に関するサウンディング型市場調査事前ヒアリングシート」

9 問い合わせ先及び申込先

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

新城市役所 総務部 資産管理課

電話：0536-23-7614（直通） F A X：0536-23-2002

電子メール：shisan@city.shinshiro.lg.jp